



first call

produced by **MEDIPLAT**

衛生講話資料

労働災害の基本

起きたときに迷わない、起こさないために備える

1. 労働災害とは

1. 近年の発生状況
2. 業務災害と通勤災害の考え方

2. 労働災害発生時の対応

1. 初動対応のポイント
2. 記録と再発防止・届出

3. 労働災害発生時の企業の責任

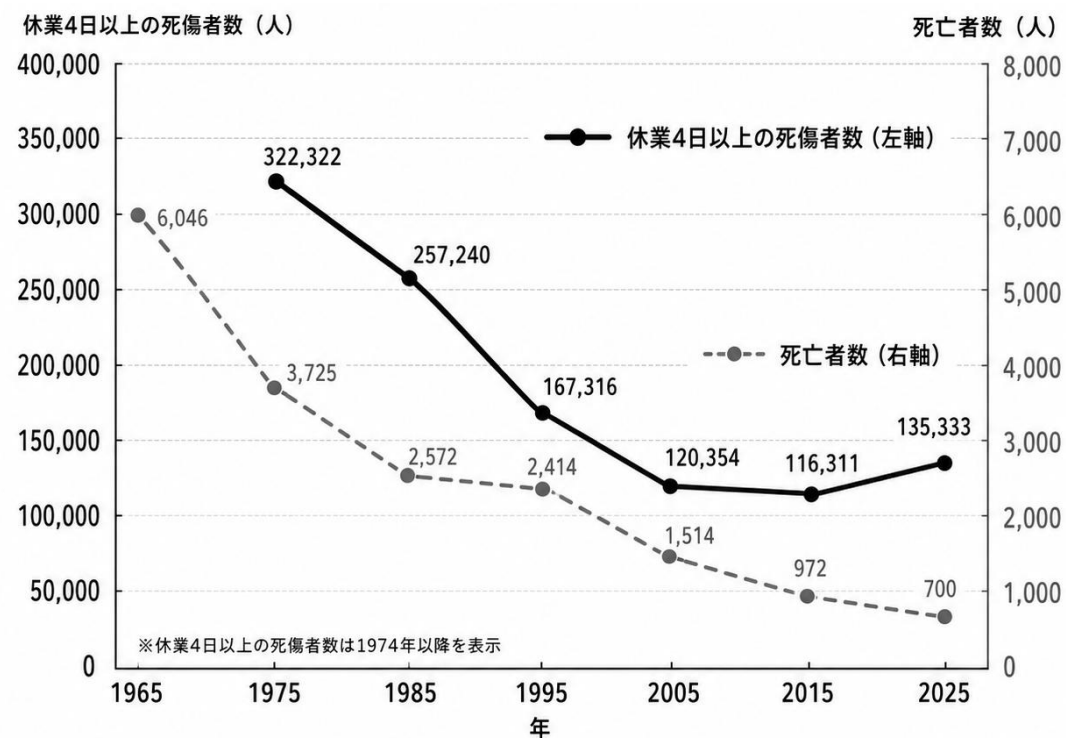
労災は
本人・家族・同僚・会社全体に
重大な人的・経済的影響を及ぼす
「不注意」で片付けず
「職場全体の問題」として対応を



1. 労働災害とは

近年の労働災害の推移

■ 近年の発生状況



※通勤災害は含まない。1965年の死傷者数は該当データなし
※新型コロナウイルス感染症への罹患は除いて集計

労働政策研究・研修機構, 「労働災害による死傷者数、死亡者数」より生成AIにて作成

■ 事故の型

	死亡災害	休業4日以上災害
1位	墜落・転落 (186人／26.6%)	転倒 (37,195人／27.5%)
2位	交通事故 (126人／18.0%)	無理な動作 (22,166人／16.4%)
3位	はさまれ (117人／16.7%)	墜落・転落 (20,864人／15.4%)

※通勤災害は含まない／新型コロナウイルス感染症への罹患は除いて集計

死亡者数は減少傾向だが
依然として「高所・車両・機械」が中心
死傷者数は増加傾向で
「転倒」「腰痛」が以前より問題に

厚生労働省, 「令和7年における労働災害発生状況」より抜粋

業務災害（業務上の災害）＋通勤災害（通勤途上の災害）＝「労働災害」

観点	業務災害	通勤災害
原因	業務上の事由による負傷・疾病等	通勤による負傷・疾病等
判断の軸	業務遂行性・業務起因性	合理的な経路・方法
給付名	療養補償給付・休業補償給付	療養給付・休業給付
治療費	原則負担なし	一部負担金200円あり
休業3日目まで	事業主の休業補償対象	事業主の補償義務なし
解雇制限	療養休業中＋30日は原則解雇不可	解雇制限はかからない

3日間は
各種給付が
出ない

業務災害は「**事業者**に直接的責任のある負傷・疾病であり、労働者を強く保護」

通勤災害は「**事業者の直接的責任はない**が、労働者保護の観点から保険が適用」

という違いがある（＝会社の補償義務・解雇制限の差）

観点	業務遂行性	業務起因性
考え方	業務中に生じた負傷・疾病か	業務により生じた負傷・疾病か
判断基準	・事業主の支配・管理下にあるか ＝業務中、業務に付随する行為中、出張・業務移動中など ・「そこにいた理由」が業務に関係するか	・業務と負傷・疾病との間に一定の因果関係があるか ・作業/設備/環境/業務上移動等が原因か ・「その行為の理由」が業務に関係するか
該当する例	・休憩時間のトイレ移動中に転倒 ・業務上の移動中に外で交通事故	・業務後の片付け中の負傷 ・職場の環境管理不備による負傷
該当しない例	・業務時間内だが、私用で持ち場を離れていた	・私的行為・トラブルによるもの ・業務中だが、業務以外のことをしていた

単に「会社で起きた＝全て労災」ではなく
業務遂行性・業務起因性の有無で業務災害は判断される

1. 労働災害とは

通勤災害の考え方

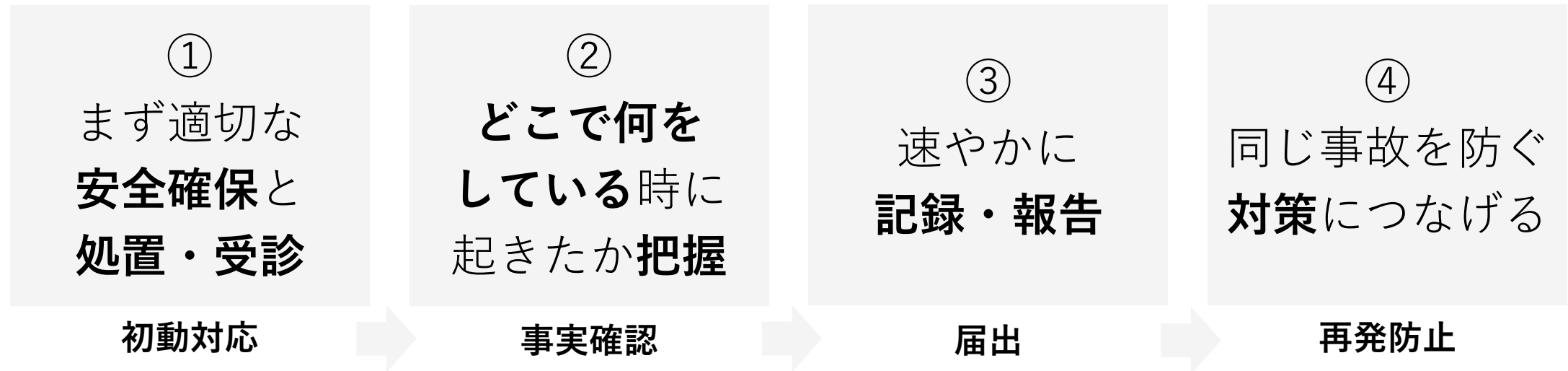
判断ポイント	基本的な考え方	該当しない場合
① 就業に関する 移動か	出勤・退勤など 仕事に向かう／帰る移動か ※単身赴任者の帰省先との往復も含まれることがある	・ 業務である移動（＝業務災害） ・ 私的な理由で職場に向かう場合
② 合理的な 経路・方法か	通常利用する経路であり 社会通念上妥当な方法か ※通常利用機関が事故等の場合、代替経路も認めうる	・ いつもと違う経路で寄り道した ・ 急いで帰るので いつもと違う交通手段を使った
③ 逸脱・中断 がないか	私用で大きな寄り道をしたり 通勤と大きく無関係な行為をしていないか ※日常生活に必要な立寄程度は経路復帰後に通勤扱い	・ 帰り道の買い物（買い物中のみ逸脱扱い） ※職業訓練・通院・選挙・家族介護なども同様 ・ 帰り道に遊ぶ（立ち寄り後は全て中断扱い）
④ 通勤による危険か	転倒・交通事故・駅構内での事故など 通勤に伴う危険か	・ 通勤中に持病が発症した ・ 飲酒運転や無免許運転など本人の問題

寄り道したらすぐ対象外、ではないので注意

参考：東京労働局, [通勤災害について](#)

労災を理解する「4つの視点」

労働災害の「4つの視点・ポイント」



「会社が認める・認めない」ではなく
「職場で起きた疾病・事故」として適切な対応・把握を
(該当性の判断などはその後で)

労災発生時の初動対応①

まずは「安全確保」と「受傷対応」

①

安全確保

機械停止・二次災害防止
周囲の退避

被災者のみではなく
救助者の安全を必ず担保
目に見えない環境に注意
(酸欠・有毒ガスなど)

②

応急対応

心肺蘇生・止血
安静確保

重症・重傷はまず救急車
到着までも適切な処置を
(軽傷なら付き添い受診も可)
絶対に一人にしない

③

医療機関受診

原則「すぐ受診」
労災保険も考慮

医療機関では必ず
労災の可能性を伝える
(健康保険使用は×)
終業後ではなくすぐ受診

職場における初動対応フローを策定・周知
ここまでは現場レベルで誰が行える必要がある

安全と生命を確保したら、「事実」を報告・記録

④

社内報告

速やかに上長に共有
人事や安全担当も

「**軽微**なので黙って処理」
も立派な「**労災かくし**」
報告先・方法・期限も
定めておく

⑤

事実記録

発災現場は作業を中止
状況を保全・記録

いつ・どこで・誰が
何をして・何が起きた
を適切に記録
画像・動画も活用

⑥

社外報告

労基署は期限内に届出
産業医・社労士も

労基署届出は期限あり
再発防止に向けて
専門家の意見も仰ぐ

適切な記録は報告・再発防止の基本
社内報告以後は社内の安全担当や専門職が適切に対処

記録の基本は「第三者が状況を再現できる客観性」の担保

記録ポイント	基本的な項目	ポイント・やってはならないこと
基本情報	日時・場所・被災者情報・作業内容 発生状況・傷病内容・休業日数 実施した初動対応・関係者（目撃者や現場責任者）	・休業日数は確定前でも見込み記載（報告に直結） ・「何が悪い」などの原因を書くのではなく「どういう状況で起きたか」の事実を書く
証拠保全	発災現場の写真・動画（遠景～近景まで） 発生時の作業記録（時系列で整理） 作業記録・勤怠情報・教育記録・設備記録	・都合の悪い情報を添付しない・隠す ・作業を優先し保全せずに復旧 →復旧基準を定め、責任者が判断を行う
受診記録	受診先（労災指定医療機関か否か）・支払い状況 受診方法（救急車や付き添い） 診療内容・書類（診断書・労災保険の請求書）	・労災かわからないので健康保険を使う →迷ったら労災扱いをする ・終業後に受診させ、会社は関与しない
再発防止記録	直接原因・背景要因 労働衛生3(5)管理に基づいて各種要因を分析 即時できる対策～根本の対策まで実施状況も記載	・「労災起こしてすみません」の謝罪 ・「手順を守り／守らせます」「気をつけます」など原因・構造に目を向けない「個人の問題」化

主観を入れた報告書は、後で問題になる

① 労働者死傷病報告

目的	災害の発生報告・統計
提出先	会社→管轄の労働基準監督署
期限	死亡もしくは休業4日以上 → 遅滞なく 提出(概ね1~2週以内) 休業4日未満 → 3の倍数月末 までにまとめて
その他	電子申請 が義務化

休業0日の場合提出義務はないが
「社内での災害の記録」は
5年間の保存義務がある点に注意

② 労災保険給付

目的	適切な給付・補償を受ける
提出先	労働者本人もしくは遺族 →管轄の労働基準監督署 (※会社が代行することが一般的)
期限	2年もしくは5年（請求時効）
その他	労災保険指定医療機関 の場合 医療機関窓口 で手続き可能

医療費（療養給付）は**医療機関**
休業給付や障害給付・遺族給付は
労基署で手続き

■ 企業の「4つの責任」

刑事責任
「罰せられる」

法令違反・過失があれば
企業が処罰を受ける

民事責任
「賠償する」

安全配慮義務違反に
基づく損害賠償責任

行政責任
「止められる」

労基署の指導・行政処分等
事業活動を制限される

社会的責任
「信用を失う」

社員の信頼低下や
採用・取引・報道に影響

■ 「労災隠し」は絶対にしない

- ・労働者死傷病報告を提出しない
- ・虚偽の内容で報告を行う
- ・労災を健康保険で処理させる
- ・休業日数を見かけ上小さくする など

「労災が起きたこと」が
すぐ処罰対象とは限らないが
「労災を隠したこと」は
重大な法令違反
(労基署も「労災隠しは速やかに送検」と明言)

**労災は「起こさない」のが基本だが
「起きたら誠実に対応する」のが最も重要**

3. 労災発生時に問われる責任

労基署・監督官の「2つの立場」

立場	監督指導	司法捜査
目的	法令違反を是正させる →再発防止・法令遵守が目的	法令違反を犯罪として立件 →刑事事件としての処罰が目的
立場と行為	行政機関の職員 (臨検・事情聴取・是正勧告・指導など)	特別司法警察員 (強制捜査・逮捕・検察送致の権限を持つ)
場面	定期監督・申告監督・労災調査など	死亡災害・重大労災・悪質な行為
とらえ方	「改善を求められている」段階	「刑事事件として責任を問う」段階

司法捜査に至るのは「重大労災」と「悪質な行為」



日々の(非重大)災害・ヒヤリハットに適切な対応を行い
再発予防をすることが一番の「リスク管理」